自転車マナーの向上と 自転車窃盗防止に 取り組みましょう!!

自転車はとても便利で環境に優しい乗り物です。

しかし、ルールやマナーを守らない乗り方は交通事故につながり ますので、正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう!!

また、平野区では、街頭犯罪発生件数の約半数を占める「自転車 窃盗」の減少に向け、地域・警察署・区役所CAT隊との協働による 啓発キャンペーンや防犯・交通安全教室の実施などさまざまな取組 みを進めています。

安全・安心なまちづくりをめざして、自転車マナーの向上と自転 車窃盗防止についての知識を深めましょう!!



7ナー向上 に向けた 取組み

- ●出前講座·交通安全教室
- ●自転車運転者講習制度周知
- ●放置自転車防止啓発指導員による放置自転車対策

自転車窃盗の発生場所は各駅周辺が多く、路上や管理人のい ない駐輪場におかれている自転車が狙われています。また、被害 の約半数は鍵をかけずに止めていた自転車です!!

- ●自転車を離れる際は必ず施錠する
- ●二重の鍵かけ(ツーロック)を行う
- ●頑丈で壊されにくい鍵(シリンダー錠等)にする
- ●監視が行き届いた駐輪場を利用する
- ●自転車を大切に保管する

ちょっとの心がけで 自転車窃盗は防ぐ ことができますので、 日ごろから気をつけ ましょう!!

の対象となる危険行為

問合せ 平野警察署 ☎6794-1234

主な危険行為

信号無視



指定場所一時不停止等



歩道通行時の通行方法違反



歩道通行時に歩行者の通行を妨害する行為など

制動装置不良自転車運転



·キ装置がなかったり、ブレーキの性能が 不良な自転車で走行する行為

酒酔い運転



運転義務違反



ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に 危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為 ※携帯電話を使いながら通行して、事故を起こした 場合にも適用されることがあります。

その他

- **D**交差点優先車妨害等
- 交差点安全進行義務違反等
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

- - - 通行区分違反 - 遮断踏切立入り

●通行禁止違反

- 環状交差点安全進行義務違反等
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)

|自転車運転者講習制度| とは?

改正道路交通法の施行(平成27年6月1日)により、自転 車の運転に関して、信号無視などの危険なルール違反を 繰り返すと、公安委員会から自転車運転者講習の受講を 命ぜられる制度です。

-定の危険な違反行為 をして ※行為の内容については 上に記載

2回以上検挙され 又は**事故を起ごした** 悪質自転車運転者

公安委員会が 講習の受講を命じる

●講習時間:3時間 ●手数料:5,700円

受講に従わない場合 5万円以下の罰金

自転車のハンドル等に傘スタンドを固定して 傘をさして運転したらどうなるの?

右図のように傘の大きさが規定を超え る場合、道路交通法の違反になります。 その他にも「傘により運転者の視界が妨 げられている場合」「通行人に傘が接触し 危害を及ぼした場合」なども違反になる 可能性があるためご注意ください。





般的な傘の多くは積載の制限を超え 違反になりますのでご注意ください

🌘 広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。広告掲載のお問い合わせは政策推進課(政策推進)②番窓口(☎4302-9683)へ。